平成29年度高知県職員(社会福祉(心理判定員))採用選考考査実施要領

平成 2 9年 7月 2 8日 高 知 県

1 募集(採用予定)人員

1名

2 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人

- (1)昭和53年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格 認定協会による「臨床心理士」の資格認定を受けている人又は平成30年3月 31日までに当該資格を取得する見込みの人、もしくは公益社団法人日本心理 学会による「認定心理士」の資格認定を受けている人又は平成30年3月31 日までに当該資格を取得する見込みの人
- (2) 次のいずれかに該当する人
 - ア 日本国籍を有する人
 - イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
 - ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等に定められている次のいずれにも該当しない人
 - ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 高知県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政 党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 応募(受験)の手続き

(1) 受付

平成29年7月28日(金)から同年8月22日(火)までの間、高知県総務部人事課で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵便による申込みは、平成29年8月22日(火)までの消印のあるものに 限り受け付けます。

※受験票は交付しません。当日試験会場においでください。

(2) 申込方法

申込書に次の書類を添えて、高知県総務部人事課へ提出してください。

- ア 「2 受験資格」(1)に記載する資格認定を受けている人にあっては、 当該資格認定証の写し1部
- イ 「2 受験資格」(1)に記載する資格認定を取得見込みの人にあっては、平成30年3月31日までに当該資格認定を受けることができることを証明する書類(大学の卒業(卒業見込)証明書等)1部

4 選考考查実施内容等

(1) 試験の日時及び場所

日時	場所
平成29年9月9日(土)	高知市丸ノ内2丁目1-19
午前8時30分から	高知県職員能力開発センター

※応募者多数の場合は、口述(面接)試験を9月10日(日)に実施する場合があります。

(2) 試験種目及び内容

種目	内容	
論 文 試 験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記 試験	
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査	
口述(面接)試験	人物、人柄等についての個別面接による試験	

(3) 各種目の配点

種目	論文試験	口述(面接)試験	総合得点
配点	100点	100点	200点

5 申込状況の発表

申込状況を随時、高知県総務部人事課のホームページ http://www.pref.kochi.lg,jp/soshiki/110901/ に掲示します。

6 合格発表の時期

平成29年9月下旬に合格者の受験番号を高知県総務部人事課のホームページに 掲示するとともに、受験者に直接通知します。

7 任命等

(1)採用の時期

原則として、平成30年4月1日(ただし、「2 受験資格(1)の資格を有する人については、それ以前に採用される場合もあります。)

なお、「2 受験資格」(1) に記載する期日に所定の要件を満たしていない場合は、採用されません。

(2) 勤務場所等

主に、地域福祉部等の本庁各課又は児童相談所、療育福祉センター、希望が 丘学園等の出先機関に配属され、児童や保護者等に対するケースワーク、カウ ンセリングなどの心理判定業務、市町村の児童相談への支援などの業務に従事 します。

なお、専門分野や適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事すること もあります。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われます。

(4) 初任給等

平成29年4月1日現在の初任給は、4年制大学の新卒者で行政職給料表の 適用を受ける職員で例示すれば、180,400円ですが、採用前の職歴等に 応じて加算される場合があります。

また、このほかに期末手当及び勤勉手当が支給されるほか、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当等が支給されます。

8 試験成績の開示

受験者は、次により成績の開示を請求することができます。

(1) 対象者

合格者を除く受験者

(2)請求期間

合格発表日の翌日から3か月以内

(3)請求の方法

試験当日に「試験成績開示請求書」を配布します。必要事項を記入の上、返信用封筒(定型、縦 $14\sim23$. $5\,\text{cm}\times$ 横 $9\sim12\,\text{cm}$ の大きさのもの)を同封して、郵便等により高知県総務部人事課へ請求してください。

なお、返信用封筒には必ずあて先を記入し、返信用切手392円分(簡易書留相当分)を貼ってください。

9 その他注意事項

受験票は、試験当日に試験会場で交付します。また、試験当日は次のものを携行 し、午前8時30分までに試験会場に集合してください。

- ○鉛筆(HB数本) ○消しゴム
- ○時計(携帯電話や計算機能付きのものは使用できません。)

10 選考考査の申込み及び問い合わせ先

高知県総務部人事課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

電話番号 (088)823-9163(直通)

ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110901/

E-mail: 110901@ken.pref.kochi.lg.jp (左記メールアドレスは問い合わせ専用です。 電子メールでの申込みはできません。)

11 試験会場案内図

高知県職員能力開発センター(会場入口は、北側(丸の内高校側)にあります。)



※ 試験会場には、駐車場がありませんので、車の乗り入れを禁止します。